

アニメ音楽フェスティバル（仮称）

企画運営業務

仕 様 書

令和3年4月15日

北九州市

1 事業目的

本市は、文化庁の「国際文化芸術発信拠点形成事業」を活用し、本市が蓄積してきたメディア芸術資源に先進的な取組を付加することで、新たな社会的・経済的価値を創出するほか、効果的な国際発信を行い、インバウンドの増加等による活力ある地域社会の形成を実現するため、多様な事業を展開している。

このメディア芸術のうち、アニメ等のポップカルチャーについては、主に若者を対象とした事業を実施している。

近年、ポップカルチャーの中で、アニメソングは音楽性の高さ等から幅広い層に人気を博しており、ポップカルチャーのひとつのジャンルを形成するまでに成長している。

ソーシャルメディアの発展により、情報を得たり発信したりするチャンネルが多様になっており、特に YouTube や TikTok は、情報発信のプラットフォームとして若者を中心に多くのユーザーに活用され、その結果、新たなアーティストが続々と生み出されている。その中でも、高い技術を持つピアニストが、その個性を活かしながらの演奏は、YouTube 等の上でも、またストリートピアノ等の現場においても非常に高い人気を誇っている。

そこで本市では、若者をメインターゲットとした新たなポップカルチャー事業のひとつとして、主に YouTube 等で活躍しているピアニストによるアニメソングのコンサートを実施するもの。

なお、本事業では、イベント会場の一過性の賑わいを創出するだけでなく、本事業を通じた文化の向上やイメージアップ、シビックプライドの醸成を図るものとする。加えて、本事業を国際的に発信することで本市のブランディングを図るものとする。

※文化庁国際文化芸術発信拠点形成事業について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/chiiki/92881201.html>

2 委託業務名

ピアノ音楽フェスティバル（仮称）企画運営業務

3 主催

北九州市

4 委託契約期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

5 イベント概要

(1) 日程

令和3年11月27日（土）又は11月28日（日）いずれか1日間

(2) 会場

北九州市立 響ホール（北九州市八幡東区平野一丁目1-1）

(3) 内容

ア 会場でのコンサートイベントについて

- ・ アニメソングをメインとしたピアノ演奏によるコンサートを実施する。その際、可能な限りメディアアート等の要素を組合せ、新たな体験価値を提供できるものとする。
- ・ なお、当日の様子はオンラインでの配信（有料）も実施する。

イ その他、事業目的の達成に資するイベントについて

- ・ 事業目的をより効果的に達成するため、イベント当日以外にもストリートピアノイベントやワークショップ等を可能な限り実施するもの。

(4) 参加料

- ・ 響ホールでのイベントの入場料及びオンライン配信の料金について、それぞれ設定する。

6 業務内容

「5 イベント概要」に係る、企画・制作・設営・運営・広報・撤去・料金の支払い等、本事業実施に要する一切の業務を委託するもの。なお、本事業の企画にあたっては下記に十分留意のこと。

- ・ イベント自体やそれに参加したことを発信したくなるような機会を創出すること。
- ・ オンライン配信を有料でも観たいと思わせる企画となるよう、興味や関心を引き起こす工夫があること。
- ・ 感染症対策を徹底し安全・安心なイベント環境を整備すること。
- ・ デジタル・トランスフォーメーション及びユニバーサル・デザインの本旨を十分に理解のうえ、イベントプログラムへのアクセシビリティを確保すること。

(1) 企画運営全体に関すること

① 本事業の名称案、ロゴの作成

- ・ イベントに対する期待感が高まる名称及びロゴを作成すること

② 出演者の決定

- ・ 本事業の趣旨を踏まえ、YouTube や TikTok 等でも活躍しているピアニストから選定するもの（複数名でも構わない）。
- ・ なお、企画提案にあたっては、出演可能な者をリストアップするとともに、選定理由を明示すること。

③ コンサートの企画内容、ステージの演出

- ・ 会場でのコンサートイベントだけでなく、オンライン配信サービスを利用して観たいと思えるコンサートイベントを企画すること。そのため、映像技術等のデジタルアートによりステージの演出を加えた演出方法を企画すること。
- ・ なお、企画内容及び演出方法の決定にあたっては、出演者だけでなく北九州市とも協議を行うこと。
- ・ また、セットリストの決定にあたっては、出演者だけでなく北九州市とも協議を行うこと。

④ 会場及びオンライン配信のチケットの販売額、参加者見込み数の積算

- ・ それぞれのチケット額を、他の事例等も参考にしつつ設定するとともに、チケット販売数の見込数及び販売額について、その積算根拠を示すこと。
- ・ なお、チケット売上の合計額は、770 万円以上を確保できるよう取り組むこと（チケット販売を委託する場合の手数料等、差し引かれるものがある場合は明示すること）。
- ・ 当日販売に加え、先行販売のできる販売方法（コンビニエンスストアでの販売等）を 1 種類以上準備すること。なお、先行販売の期間については、北九州市と協議のうえ決定するものとする。
- ・ 当初予定していた入場料の金額等を変更する必要がある場合、速やかに北九州市に相談すること。

⑤ チケット代金の徴収、納付

- ・ 会場及びオンライン配信のチケット代金については、本事業の受託事業者において徴収し、北九州市指定金融機関に即日（金融機関が休業の場合には翌営業日まで）に納付するものとする。
- ・ 本件の詳細は、受託事業者決定後に定めるものとする

⑥ 本事業全体の実施スケジュールの作成

- ・ 詳細なスケジュールを作成すること

(2) イベント当日の運営に関すること

① 来場者等対応、誘導、警備、案内等

- ・ 賓客や来場者の対応にあたり、事故のないよう誘導・警備を行うほか、スムーズな動線が得られるよう動線計画の作成、案内看板等の設置を行うこと

② イベントの進行管理

- ・ スムーズな進行管理に努めること

③ 運営マニュアル、実施体制・人員配置計画作成

- ・ 運営マニュアルを作成し、安全にイベントが開催できる実施体制・人員配置を行うこと

(3) 広報に関すること

- ・ 本事業については、本市の「連携中枢都市圏構想」を踏まえ、北九州市民だけでなく周辺の自治体に対しても、メディア等と連携を図るなどして周知を図ること。また、オンライン配信もあることから、全国のファンに対して情報が届くよう取り組むこと。
- ・ なお、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用においては、単なる情報の掲載に止まらず、ターゲット別に明確なリーチ戦略に基づいた広報を行うこと。

※「連携中枢都市圏構想」について <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/20301037.html>

① 広報計画の作成

② チラシやパンフレット等の広報物作成・配布

③ ウェブや SNS、メディア、専門誌等を活用したイベント広報の実施

※ 本事業の特設サイト（ホームページ）は 8 月上旬までに、パソコン用及びスマートフォン用の 2 種類開設し、管理すること。その際、ウェブアクセシビリティを考慮したホームページ制作を行うこと。なお、本件に係る外部サーバーレンタル料も本委託費に含むものとする。

※ 新聞広告、テレビ CM 広告、交通広告等の従来型の広報活動のみならず、積極的に SNS を活用した広報活動に努めること。

※ ホームページやチラシ等のデザインは、市と協議の上決定すること。

※ 主体的な情報発信だけでなく、多くのメディアに取り上げられるよう、工夫を凝らした戦略的広報に努めること

※ 印刷物等を送付する必要がある場合の送料は、本委託費に含むものとする。

(4) 国際発信に関すること

- ・ 音楽は言葉を用いず誰しもが楽しめるものであることから、インバウンド回復期において、訪日目的地として本市が選ばれるきっかけとなるよう積極的に国際発信を行うこと。

(5) 誰もが参加できるイベントの構築について

- ・ 本事業の実施にあたっては、積極的に共生社会の実現に資するものとなるよう検討すること。

(6) 感染症対策に関すること

- ・ 本事業実施にあたっては、国や関係団体等によるガイドラインを遵守し、

入場制限・入場者管理、マスク着用・消毒・検温の徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等、緊急時の体制づくり（感染症発生時も含む）等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した適切な対策を行うこと。

- ・ なお、本市の文化施設で実施している交通系ＩＣカードを活用した来館者管理システムについて別紙１参照のこと。

(7) 非常時対応について

- ・ 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入すること。

(8) 騒音等近隣対策について

- ・ 屋外でのイベントを実施する場合は、会場近隣の住民等にイベント開催に関する事前周知を徹底するとともに、音響・照明等に充分配慮して実施すること。

(9) 参加者等へのアンケート等の実施及び集計

- ・ イベント参加者等に対して、デジタルでのアンケート調査の実施や来場者数、イベント参加者数の把握等の事業の効果検証を行うこと。なお、アンケート調査の調査項目については、北九州市と協議して決定すること。

(10) 記録映像・写真の撮影、実施報告書の作成

(11) その他

- ・ イベント開催にあたって必要な業務（北九州市と受託者との協議のうえ、決定する）

7 成果物

- (1) 業務完了報告書 書面２部、データ収録ＣＤ-Ｒ １枚
- (2) 記録写真及び映像 収録ＤＶＤ ３枚

8 費用の積算にあたっての留意事項

- (1) 会場の利用料（付帯設備も含む）は、積算する必要はない。
- (2) ピアノの調律料金については、指定業者を利用すること。
なお、詳細は北九州市立響ホールに確認すること。
- (3) イベント出演者等の出演料・交通費等、必要経費を見積書に含めること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症等により、実地でのイベントを開催するかどうかは、そのときの感染状況により判断することとなるが、オンライン配信を行うため、事業自体を中止することは想定していない。

9 その他

- (1) 本委託業務の実施（処理）に当たって、受託者の業務従事者が損害を受けたときは、全て受託者の負担とする。ただし、北九州市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。
- (2) 本委託業務の実施（処理）にあたり、第三者及び器物に損害等を与えた場合、受注者の責任において速やかに処理すること。
- (3) 本委託業務の実施（処理）にあたり、造営物その他に損害を与えた場合は、受注者の責任において原形に復すること。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施（処理）上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報（北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号）第 2 条第 2 項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、本委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (5) この契約に定めのない事項については北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、北九州市と受託者が協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。また、本仕様書で定めた内容の変更等を行う場合は、北九州市と受託者が協議の上、契約変更を行うものとする。
- (6) 再委託に関しては、あらかじめ北九州市の許可を得るものとし、また、原則として北九州市内の事業者へ発注することとする。
- (7) 本業務に関する著作権等は、北九州市に帰属するものとし、第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこととする。